



# 自家発入門 5

## 電気事業法による自家発電設備の保安規制(その3)

5月号では、先月号に引き続き、事業用電気工作物の適用を受ける自家発電設備を設置する場合、設置者に対して義務付けている保安規程の制定、届出と遵守について紹介します。

Q 1

保安規程とはどのようなものですか。

A 1

事業用電気工作物の保安体制は、自主保安体制と、国の直接関与による保安規制とに分けられています。

保安規程は、自主保安体制の一つとして、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保することを目的に定めることとされています。

設置者には、この保安規程の制定及び届出の義務が課されています。

また、従業者とともに保安規程を遵守しなければなりません。

Q 2

保安規程は、どのような事項に関して定めるのでしょうか。  
法令等で具体的に定められているのでしょうか。

A 2

保安規程は、事業用電気工作物のうち電気事業の用に供する電気工作物とそれ以外の自家用電気工作物に区分して定める項目が規定されています。

(事業用電気工作物の区分は3月号参照)

自家用電気工作物の設置者が定める事項は、電気事業法施行規則第50条第3項において、12面に抜粋して掲載した9つの事項に関して定めることとされています。

Q 3

工場が全国に点在している場合は、保安規程は工場ごとに、制定する必要があるのでしょうか。  
それとも、会社として、一つ制定すれば良いのでしょうか。

(12面につづく)

(11面からのつづき)

**A3**

電気事業法第42条第1項においては、保安を一体的に、確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに、保安規程を定めることとされています。

このことから、組織の実情に合わせて、作成することとなります。

**Q4**

制定した保安規程は届出が必要とのことでしたが、届出先はどこになるのでしょうか。

**A4**

届出先は、経済産業大臣とされています。

しかしながら、自家用電気工作物に関する申請、届出などの官庁手続きについては、**電気事業法施行令第46条の規定**に基づいて、ほとんどの権限が経済産業大臣から所轄の産業保安監督部長に委任されています。

保安規程の届出先も所轄の産業保安監督部長になります。

(13面の表1. 参照)

ただし、その保安規程が適用される事業場等が複数の事業場を対象としている場合で、2以上の産業保安監督部の管轄区域に渡る場合は、経済産業大臣に届出ることとなります。



## 電気事業法施行規則第50条第3項（抜粋）

- 一 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- 二 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- 三 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- 四 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
- 五 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- 六 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- 七 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- 八 事業用電気工作物（中略）の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。
- 九 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

表 1. 産業保安監督部の管轄区域

名 称	管 轄 区 域
北海道産業保安監督部	北海道
関東東北産業保安監督部 東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡
中部近畿産業保安監督部	長野県、愛知県、岐阜県（北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	富山県、石川県、岐阜県のうち飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）、郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）、福井県（近畿支部の管轄区域を除く。）
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡
中国四国産業保安監督部 四国支部	徳島県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、高知県
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
那覇産業保安監督事務所	沖縄県